

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責めに帰すべき事由により解雇された場合、受領した手数料を下記規定に基づいて返金いたします。

ただし、採用決定者に対する労働条件が雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職、本人の志望、天才等の不足の辞退による退職、当社の面積が妥当とされる場合は、この限りではありません。

入社後 1 カ月未満で退職した場合	紹介手数料の 8 0 %
入社後 1 カ月以上 3 カ月未満で退職した場合	紹介手数料の 5 0 %
入社後 3 カ月以上 6 か月未満で退職した場合	紹介手数料の 2 0 %